

Ashiya information

お知らせ

芦屋市教育委員に
芳村美由紀氏を選任

8月29日に開かれた定例市議会で議会の同意を得て、教育委員に芳村美由紀氏を選任しました。任期は、令和7年10月1日から4年間です。



芳村美由紀(よしむらみゆき)氏
芦屋市PTA協議会副会長等を歴任
芦屋市在住

■問い合わせ 人事課 ☎38-2019

一般競争入札 ラ・モール芦屋
(事務所・店舗)を売却

【ラ・モール芦屋地図】



【ラ・モール芦屋1・2階配置図】



■入札保証金の納付・入札期間 10月1日～31日

■開札日 11月6日(木)午後1時～

■開札会場 市役所北館4階 教育委員会室

■案内書配布先 市役所北館受付、都市整備課、課税課証明書窓口、ラポルテ市民サービスコーナー、ラ・モール芦屋110区画前、神戸地方法務局東神戸出張所、(一社)兵庫県宅地建物取引業協会芦屋・西宮支部。ホームページからもダウンロード可。

■対象(物件/床面積/最低入札価格)

◆ラ・モール芦屋110区画/90.25㎡/28,340,000円

◆同上107区画(賃借権負担付物件)/33.12㎡/8,040,000円

◆同上205区画(賃借権負担付物件)/90.06㎡/13,480,000円

■資格 入札に先立ち、入札保証金(入札金額の5%以上)が払える個人・法人

■申し込み 入札案内書に記載の手順に沿って、入札時提出書類を下記問い合わせ先へ簡易書留にて郵送。

■問い合わせ 都市整備課 ☎38-2074(〒659-8501 住所不要)

児童手当の支給



ホームページ



8・9月分の児童手当を10月15日(水)に指定の口座に振り込みます。

■問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2117

申請・届け出

芦屋市大学等受験料
支援金給付制度

ホームページ

経済的な理由で大学等への進学が困難な人は、受験料支援金を受け取ることができます。

■対象 次のすべてにあてはまる人

- ▶ 1年以上継続して本市に住所を有している人
- ▶ 令和7年度に大学・短期大学等を受験する人※専門学校・大学院は対象外
- ▶ 国の高等教育の修学支援新制度を申請し、第Ⅰ～Ⅲ区分で採用されている、もしくは採用候補者となっていること

■給付額 【国の高等教育の修学支援新制度】

第Ⅰ区分：上限10万円、第Ⅱ区分：上限7万円、第Ⅲ区分：上限3万5千円・申請試験数3試験(1試験あたり上限3万5千円)

※申請は1人1回まで

■申し込み 必要書類を下記へ

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

芦屋市大学等
入学支度金給付制度

ホームページ

経済的な理由で大学等への進学が困難な人は、支度金を受け取ることができます。

■対象 次のすべてにあてはまる人

- ▶ 1年以上継続して本市に住所を有している人
- ▶ 令和7年秋入学・令和8年4月に大学・短期大学等に入学しようとする人※専門学校・大学院は対象外
- ▶ 国の高等教育の修学支援新制度を申請し、第Ⅰ区分で採用されている、もしくは採用候補者となっていること

■給付額 上限20万円(1人1回限り)※入学金から国の高等教育の修学支援新制度で減免される額を差し引いた金額が受けられます。

■申し込み 必要書類を下記へ

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

令和8・9年度競争入札等に
参加するための申請

市(上下水道部および芦屋病院含む)が発注する競争入札等の参加には登録が必要です。

【測量・建設コンサルタント等、物件等(印刷・役務提供含む)】

■申請書配布・受付期間 10月14日～11月28日

■資格有効期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

【建設工事】

■申請書配布・受付期間 11月10日～12月26日

■資格有効期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

■申し込み ホームページから申請書をダウンロードし申込フォームから申請。※上記の方法で提出できない方は下記窓口で申請書を受け取り郵送で下記へ。(窓口配布の申請書以外で紙提出の受付はできません)

■問い合わせ 契約検査課 ☎38-2012(〒659-8501住所不要)

令和7年度 芦屋市物価高騰
重点支援給付金(不足額給付)

物価高騰により厳しい状況にある方への支援として昨年度の当初調整給付(定額減税しきれないと見込まれた方への給付)に不足があった場合、追加で給付を行います。※詳細はホームページへ

■対象&内容 〈不足額給付①〉昨年の給付額と本来給付すべき給付額に差があった方に、不足分を1万円単位で追加支給します。

〈不足額給付②〉本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に1人あたり原則4万円(個々の状況により1万～3万円の間で変動あり)を支給します。※定額減税しきれている方、合計所得金額が1,805万円を超える方は不足額給付①・②ともに対象外です。

■通知発送 対象と確認できた方へは給付に関する案内を発送しています。

■申し込み 申請期限は10月31日(金)です。書類が届いていない方で不足額給付②の要件を満たす場合は、申請書を送付しますのでコールセンターへご連絡ください。

■問い合わせ 地域福祉課臨時給付金等担当(コールセンター) ☎38-2053(平日・午前9時～午後5時)/〒659-8501 住所不要

! 給付金に便乗した詐欺にご注意ください!